

八王子市債権管理条例施行規則

令和3年3月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市債権管理条例（令和3年八王子市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(台帳の記載事項)

第3条 条例第5条に規定する市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名、住所及び電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生原因及び発生年月日
- (5) 納入通知書その他の書面の発送日
- (6) 履行期限
- (7) 債務の履行の記録
- (8) 相談及び交渉に関する事項
- (9) 債務者の財産及び収入に関する事項
- (10) 督促に関する事項
- (11) 延滞金、履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (12) 滞納処分、強制執行その他の措置に関する事項
- (13) 徴収の停止並びに債権の消滅及び放棄に関する事項
- (14) 時効に関する事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理上市長が必要と認める事項

2 市の債権の管理上、必要がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

3 第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を台帳以外の記録（電磁的記録を含

む。)により確認できる場合においては、当該記録を台帳の全部又は一部とみなすことができる。

(目的外利用する債務者に関する情報)

第4条 条例第6条第1項に規定する市規則で定める情報は、前条第1項各号に掲げる事項に関する情報とする。

(督促までの期間等)

第5条 条例第7条の規定による督促は、履行期限後20日以内に行わなければならない。

2 前項の督促により指定する履行期限は、督促状を発する日から10日以内の日とする。

3 前項の督促状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び所在地）
- (3) 債権の金額
- (4) 指定する履行期限
- (5) 債権の発生年度
- (6) 督促状の発行日
- (7) その他必要な事項

(延滞金の減免等)

第6条 条例第8条第4項に規定する履行期限までに公債権を履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 債務者がその財産について、震災、風水害、火災、爆発、交通事故その他の災害又は盗難による被害にあつたことにより、履行が困難であつたと認められるとき。
- (2) 債務者が法令の規定により身体を拘束され債務者に代わって履行する者がいなかったため、履行することができなかつたと認められるとき。
- (3) 債務者又は債務者と生計を一にする親族が疾病にかかり、負傷し、又は死亡し、多額の出費を要したため、履行が困難であつたと認められるとき。
- (4) 法令に基づき解散した法人又は破産手続が開始された者であつて、履行が

困難であったと認められるとき。

- (5) 債務者がその事業について著しい損失を受け、又はその事業を休止し、若しくは廃止し、履行が困難であったと認められるとき。
- (6) 債務者が失業等により著しく収入が減少し、履行が困難であったと認められるとき。
- (7) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けたとき又はこれに準ずる状態であると認められるとき。
- (8) 債務者が当該債権の履行の請求のあったことを知ることができなかつたことについて、やむを得ない理由があったと認められるとき。
- (9) その他前各号との権衡上、履行が困難であったと認められるとき。

2 延滞金の減免を受けようとする者は、当該延滞金の額の計算の基礎となる公債権の全額を履行し、申請書に、履行期限までに当該債権を履行しなかつたことについてやむを得ない事由があることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により延滞金の減免申請があつたときは、その内容を審査した上で延滞金の減免の可否を決定し、その結果について当該減免申請をした者に通知するものとする。

4 条例第8条第5項に規定する公債権は、下水道使用料に係る債権とする。
(滞納処分等に関する事務の委任)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、強制徴収公債権（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。）の滞納処分並びに滞納処分のために行う質問、検査及び搜索に関する事務（以下「滞納処分等に関する事務」という。）について、当該債権の管理に関する事務に従事する職員に委任することができる。

(徴収職員証の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により滞納処分等に関する事務を委任した職員（以下「徴収職員」という。）に対し、その身分を証する証書として徴収職員証を交付するものとする。

2 徴収職員は、滞納処分等に関する事務に従事するときは、徴収職員証を携帯

し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 徴収職員証の交付を受けた者は、徴収職員でなくなったときは、直ちに徴収職員証を市長に返還しなければならない。

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第9条 条例第10条に規定する相当の期間は、原則として1年を超えない期間とする。

(徴収停止の措置をとるまでの期間)

第10条 条例第13条に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(履行延期の特約等)

第11条 条例第14条の規定による履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面による債務者からの申請に基づいて行うものとする。

(1) 債務者の氏名、住所及び電話番号(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名、所在地及び電話番号)

(2) 債権の名称及び金額

(3) 履行期限の延長を必要とする理由

(4) 延長に係る履行期限

(5) 分割納付の場合は、各履行期限と履行期限ごとに履行すべき金額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で履行延期の特約等の可否を決定し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から1年以内において、その延長に係る履行期限を定めるものとする。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

4 市長は、履行延期の特約等を解除し、又は取り消すときは、その旨を当該債務者に通知するものとする。

(債権を放棄するまでの期間)

第12条 条例第16条第1項第6号に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(議会への報告事項)

第13条 条例第16条第3項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の金額
- (3) 放棄した債権の件数
- (4) 放棄した事由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(債権管理審議会)

第14条 八王子市債権管理審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員は、自己の利害に係る議事に関与することができない。
- 8 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 9 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 審議会の庶務は、財政部において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(八王子市分担金等の督促方法に関する規則の廃止)

- 2 八王子市分担金等の督促方法に関する規則(平成8年八王子市規則第14号)は廃止する。